

木次最終処分場

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項

(平成13年11月20日一般廃棄物設置届出書添付資料から抜粋)

○放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

- ・放流水質の達成目標数値は、別紙3（計画放流水質）のとおり

○放流水の水質の測定頻度に関する事項

〈放流水質の測定頻度及び場所〉

① 別紙3（計画放流水質）の39項目（ダイオキシン類を含む）

- ・頻度：年1回
- ・場所：処理水槽の1か所

② 水素イオン濃度、BOD、SS、窒素の4項目

- ・頻度：月1回（内、1回は年1回の測定による）
- ・場所：処理水槽の1か所

○その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

① 地下水の維持管理

- ・目的：浸出水の漏水等による地下汚染の監視
- ・場所：処分場の上流と下流の2か所（別図1のとおり）

※検査項目、頻度等については、別紙4のとおり

② その他の維持管理

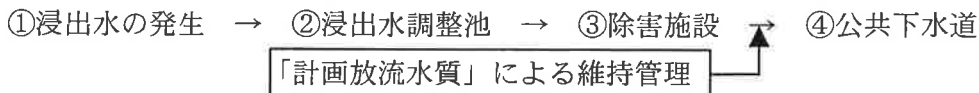
※別紙5に示す、日常点検・定期点検を行います。

3. 放流水の維持管理について

①計画放流水質の設定

本処分場から発生する浸出水は、以下に示すとおり公共用水域への直接放流は行わず、公共下水道へ接続する計画である。従って、公共下水道へ接続する「計画放流水質」は下表のとおりとする。なお、計画放流水質は「除害施設を必要としない水質基準（下水道組合による）」を目安に同組合の了承を得ています。（※設計計算書 p30 参照）

<浸出水の流れ>



「計画放流水質」

No.	項目	基準	No.	項目	基準
1	カドミウム	0.1mg/l 以下	21	シマジン	0.03mg/l 以下
2	シアン	1mg/l 以下	22	チオベンカルブ	0.2mg/l 以下
3	有機リン	1mg/l 以下	23	ベンゼン	0.1mg/l 以下
4	鉛	0.1mg/l 以下	24	セレン	0.1mg/l 以下
5	六価クロム	0.5mg/l 以下	25	フェノール	5mg/l 以下
6	ひ素	0.1mg/l 以下	26	銅	3mg/l 以下
7	総水銀	0.005mg/l 以下	27	亜鉛	5mg/l 以下
8	アルキル水銀	検出されないこと	28	鉄(溶解性)	10mg/l 以下
9	PCB	0.003mg/l 以下	29	マンガン(溶解性)	10mg/l 以下
10	トリクロロエチレン	0.3mg/l 以下	30	クロム	2mg/l 以下
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/l 以下	31	ふっ素	15mg/l 以下
12	ジクロロメタン	0.2mg/l 以下	32	温度	45 度未満
13	四塩化炭素	0.02mg/l 以下	33	PH	5~9
14	1・2-ジクロロエタン	0.04mg/l 以下	34	BOD ^{注1)}	200mg/l 以下
15	1・1-ジクロロエチレン	0.2mg/l 以下	35	SS ^{注2)}	200mg/l 以下
16	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/l 以下	36	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油 : 5mg/l 以下 動植物油: 30mg/l 以下
17	1・1・1-トリクロロエタン	3mg/l 以下	37	窒素 ^{注3)}	80mg/l 以下
18	1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/l 以下	38	りん	32mg/l 以下
19	1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/l 以下	39	ダイオキシン類	10pg-TEQ/l 以下
20	チウラム	0.06mg/l 以下			

注1)、注2)、注3) の BOD・SS・T-N については、下水道組合との協議により設定した。

②埋立中の維持管理

ア. 常時管理

除害施設に設けられた自動計測器による管理をします。

項目	場所	摘要
pH	中和槽	pH計による
放流量	処理水槽	電磁流速計による

イ. 月1回の管理

下表の4項目につき、月1回の計測を行います。

項目	場所
pH	処理水槽の1箇所
BOD	
SS	
T-N	

(内、1回は「ウ. 年1回の管理」にて対応する。)

ウ. 年1回の管理

下表の項目につき、年1回の計測を行います。

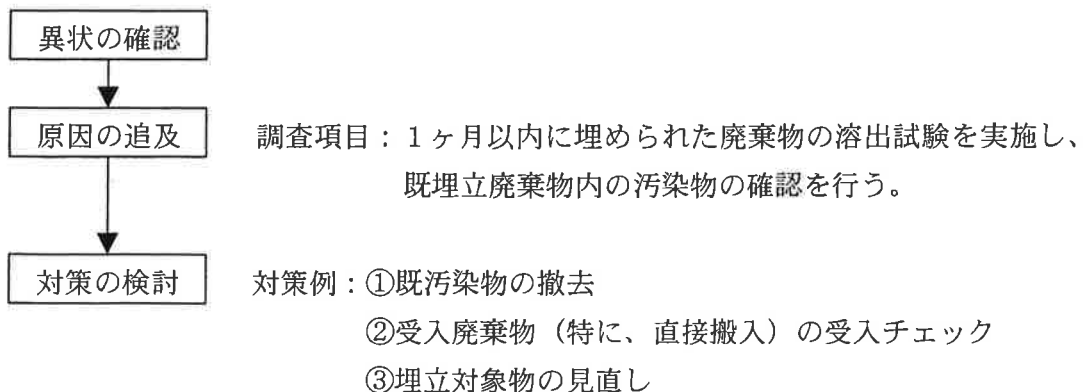
項目	場所
「計画放流水質」の39項目	処理水槽の1箇所

③測定場所に関する添付図面

除害施設配置図：添付図面－29に示す「⑥処理水槽」にて測定

④異状が認められた場合の措置

埋立中の測定時に異状が認められた場合には、以下の措置を行います。



4. 地下水の維持管理について

①地下水の検査項目及び基準値の設定

地下水の検査項目及び基準値は、下表に示す26項目とする。

「地下水検査項目及び基準値」

No	項目	基準値
1	電気伝導率	—
2	塩化物イオン	—
3	アルキル水銀	検出されないこと
4	総水銀	0.0005mg/l 以下
5	カドミウム	0.01mg/l 以下
6	鉛	0.01mg/l 以下
7	六価クロム	0.05mg/l 以下
8	砒素	0.01mg/l 以下
9	全シアン	検出されないこと
10	PCB	検出されないこと
11	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
12	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
13	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
14	四塩化炭素	0.002mg/l 以下
15	1・2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
16	1・1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下
17	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
18	1・1・1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
19	1・1・2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
20	1・3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
21	チウラム	0.006mg/l 以下
22	シマジン	0.003mg/l 以下
23	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
24	ベンゼン	0.01mg/l 以下
25	セレン	0.01mg/l 以下
26	ダイオキシン類	1 pg-TEQ/l 以下
備考 「検出されないこと」とは、結果が検査方法の定量限界を下回ることをいう。		

②埋立開始前の検査

処分場の埋立開始前には、地下水検査項目の26項目について測定し、且つ、記録します。

(別紙-4 続き)

③埋立中の維持管理

ア. 月1回の管理

下表の2項目につき、月1回の計測を行います。

項目	場所	摘要
電気伝導率	埋立地の 上流と下流に 設置した観測 井戸の2箇所	異状が認められた場合には、年1回の項目に含まれる24項目(電気伝導率、塩化物イオン以外)についても実施する。
塩化物イオン		

(内、1回は「ウ. 年1回の管理」にて対応する。)

イ. 年1回の管理

下表の項目につき、年1回の計測を行います。

項目	場所
地下水検査項目の26項目	埋立地の 上流と下流に 設置した観測 井戸の2箇所

④測定場所に関する添付図面

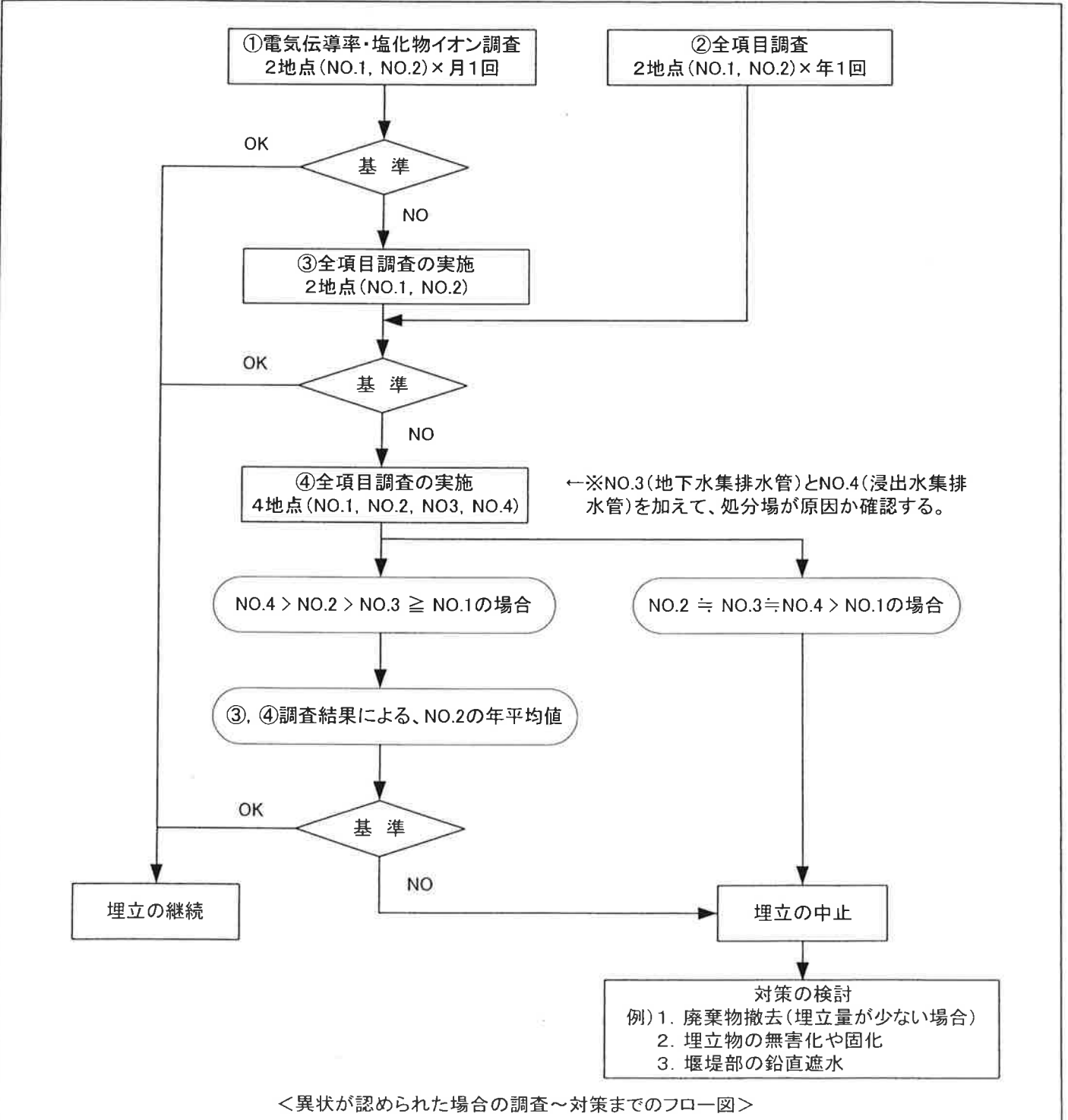
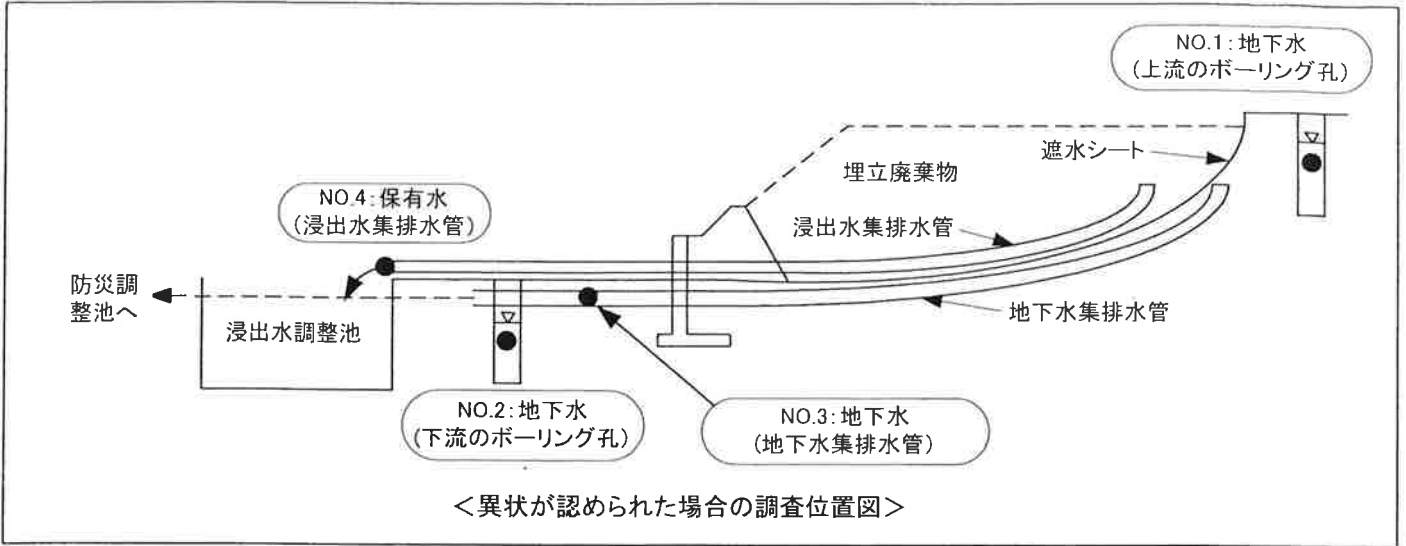
「別図-1：地下水モニタリング調査地点」のNO.1、NO.2地点にて測定

⑤異状が認められた場合の措置

埋立中の測定時に異状が認められた場合には、以下の措置を行います。

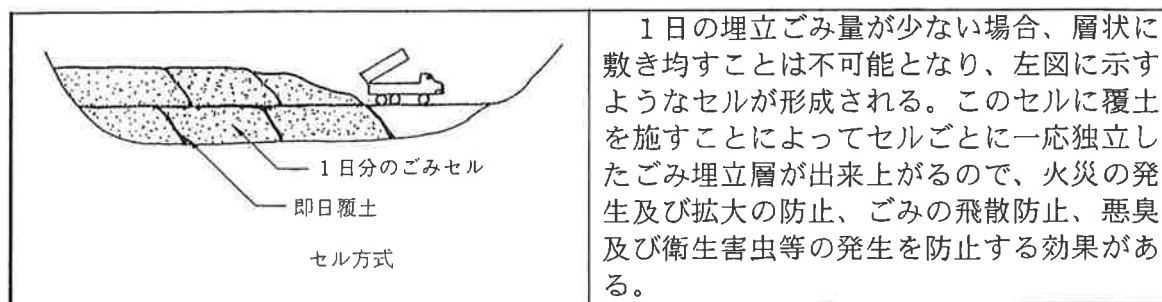
- 「NO.3 (地下水集排水管)」と「NO.4 (浸出水集排水管)」の2地点について追加調査を行い、NO.1～NO.4の4地点の測定値を比較した上で、処分場が原因かどうかを確認します。
- 調査位置図：次頁参照
- 調査～対策までのフロー：次頁参照

※なお、遮水シートから浸出水が漏水した場合には、廃棄物が埋立られた状態から漏水位置の確認と修復は非常に困難な状況にあります。従って、本計画においては「二重の遮水シート」+「自己修復材(上層のシートが破損し水が漏れた場合には、漏水によって自己修復材が固化し、遮水の役目を果たします)」の敷設を行うことで安全確保に努めています。



5. その他の維持管理

- 1) 埋立工法は、ごみの飛散防止、悪臭及び衛生害虫等の発生を防止する効果のある「セル方式」による埋立工法とする。



- 2) 日常点検・定期点検項目を表1,表2に示す。
- 3) 原則として、月1回、周辺、場内の巡回をし、状況を記録するとともに、異常等については速やかに対処し、その状況を記録する。
- 4) 埋め立てられた廃棄物の種類、数量および最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し廃止までの間保存する。
- 5) 周辺を見回り、側溝の掃除、擁壁等の損壊に注意をはらい異常については直ちにこれを防止する措置を講ずる。
- 6) 廃棄物の飛散、流出、悪臭の発生防止に努める。
- 7) 場内は火災厳禁とし、火災発生防止に努め、消火器等を設え、万一の事故に備える。

表1 日常点検項目

場所・設備	点検内容	対処
最終処分場の外	悪臭の発生	1.覆土 2.消臭剤の散布等
埋立地	埋立地外への廃棄物の飛散、及び流出	1.覆土、転圧締固め 2.飛散防止ネット等
	害虫の発生	1.覆土 2.薬剤散布等
開渠	土砂等の堆積	1.土砂等の除去
立札	位置および表示内容	1.補修・復旧
囲い	人の立ち入り防止	1.補修・復旧

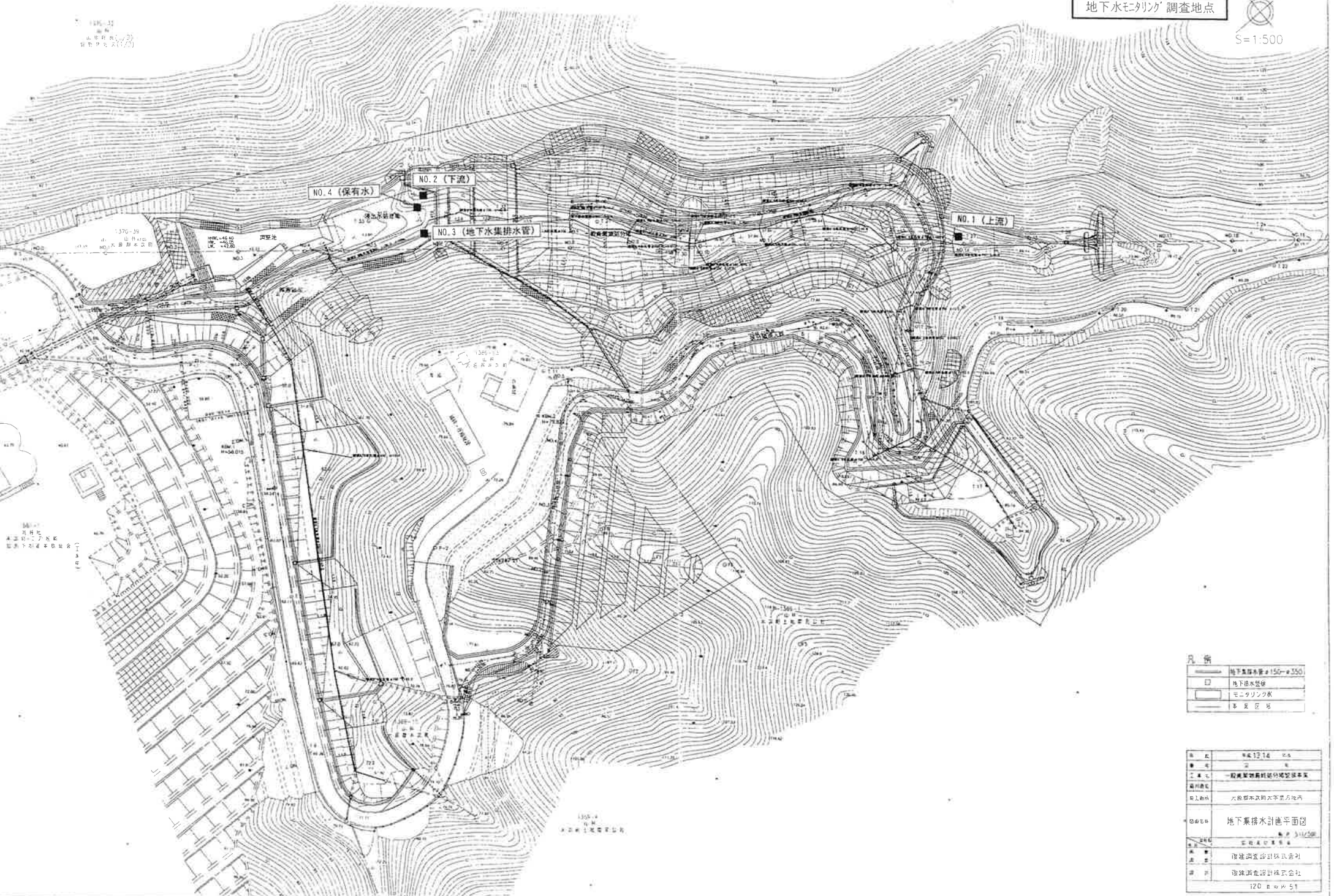
表 2 定期点検項目

場所・設備	点検内容
擁壁等	擁壁等の損壊の有無
遮水工	遮水工の破損の有無
調整池	構造物の損壊の有無、土砂の堆積
浸出水処理設備	機器の動作状況、異音・振動の有無、漏水の有無等

(別表) 維持管理基準一覧・点検表

維持管理基準		点検結果
1. 飛散流出	a. 防止方法 イ) 覆土、転圧締固め ロ) 飛散防止ネット	
2. 悪臭防止	a. 防止方法 イ) 覆土 ロ) 消臭剤の散布	
3. 衛生害虫等	a. 防止方法 イ) 覆土 ロ) 薬剤散布	
4. 囲い	a. 補修、復旧	
5. 立札	a. 表示内容 b. 補修、復旧	
6. 擁壁等	a. 定期点検 b. 災害時の点検	
7. しや水工	a. 定期点検 b. 災害時の点検	
8. 開渠	a. 土砂等の除去	
9. 発生ガス	a. 腐敗性のものから発生するメタンガス等の処置 イ) ガス抜き管 ロ) 通気管	
10. 開口部の閉鎖	a. 埋立地開口部からの飛散、流出等の防止 b. 開口部の覆土、転圧締固め (50cmの厚さ)	

別図-1
地下水モニタリング調査地点



凡例

	地下水集排水管φ150~φ250
	地下水集排水管φ100
	地下水集排水管φ50
	モニタリング井
	各区分区

縮尺	1:500
図名	地下水集排水管計画平面図
作成者	有限会社 環境設計株式会社
作成日	2011年11月
図面番号	120-001-51

1:500
地形図
大塚地区
埋設集排水管計画

1:500
大塚地区
埋設集排水管計画